

大坂本屋仲間雑攷 その一：行司本役及び加役など

安永, 美恵
九州大学大学院 (修士課程)

<https://doi.org/10.15017/12010>

出版情報：語文研究. 58, pp.16-27, 1984-12-25. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

大坂本屋仲間雑攷 その一

行司本役及び加役など

安 永 美 恵

期間を寛政期までに限定したことを断わっておく。

二

近世の出版に関する言及を見聞する事、近年屢々であるが、当時の出版事情について解ってきたようで案外に解っていない事柄は依然として多い。例えば、「板木屋」は、出版のみを行う本屋とする説がある一方、「板木の彫刻を請負うのが本業」とする考えもあり、筆者も後者に従う者であるが、更に板木そのものを売買する者の謂とする説もあるという。何れにしる何を商う者かという事すら明らかとは言えない。常識と見做され既知の事として取り扱われる事柄にも具体性を欠くものが多い。出版に関する種々の研究が進められ、中でもその機構が如何に有機的に働いているかを論ずる事が盛んとなっているが、その論における用語の定義が曖昧なまま看過されてはなるまい。有機的な機構を研究する事は重要であろうが、その機構を支える歯車とも言うべき個々の用語について、より具体的な調査を進める必要があろう。本稿はこのような見地に立った試みの端緒として、「大坂本屋仲間記録」における行司本役および加役についての考察を行うものである。なお、今回は便宜上考察の対象

「大坂本屋仲間記録」に収められている「出勤帳」は大坂本屋仲間の行司が記録した業務日誌である（「出勤帳」後記）という。

宝曆十四年正月に始まるこの日誌の最初は、行司交替の記録である。

宝曆十四年申正月

一 申正月廿一日、於大塚屋惣兵衛宅行司受取申候

菅田屋伊右衛門

田原屋平兵衛不孝

藤屋弥兵衛

千草屋新右衛門

神崎屋清兵衛

長谷川屋喜右衛門

加役 柏原屋佐兵衛

同 山城屋忠次郎

当時、行司交替は右にもある如く大塚屋惣兵衛宅で行われる事が多いが、この大塚屋惣兵衛は享保九年正月までに仲間^{注3}に加入し、後、世利分会主を務める本屋である。誉田屋伊右衛門以下の八名の者が以後四ヶ月、五月二十一日の交替日まで行司を務めるといふ訳だが、その内、柏原屋佐兵衛、山城屋忠次郎の二名には、「加役」といふ添え書きがある。この加役とは如何なる役職であらうか。

それに就いて考えるに当たって、まず行司職について触れておきたい。時田稻城氏の「京阪書籍商史」に依れば、行司の職務は広範に亘っているが、その主要なものは、仲間内部に於いて出版・販売される本の吟味及び許可に関する事務的手続き、仲間内及び仲間員と他の地方の本屋との間に生じる重板・類板紛議の調停、奉行所触達の仲間員への伝達等である。本屋仲間運営を一手に行う重要な役職である故、これを遂行し得る資格を備えた人材が求められる。時田氏に依れば、その条件の一つは「内部的には仲間員を統御し得るだけの声望を有すると共に、外面的に外交的手腕を併有する者」である事。従つてその選考には「出板株の多寡、家柄、営業年限の長短」といった「所謂本屋の「格式」」が重視される。また一方「資力と時間との餘裕ある者」でなければならぬ。それは「自家の営業を顧る暇もない程に」多忙であり「それが為めに営業に支障を来さない境遇の者でなければ動まらぬ」からである。これ等の事は加役に対しても或る程度期待されたと考えて良いであらう。

「加役」は、その言葉から解るように、正規の役に（臨時に）追加された役、即ち行司本役に対する加役であり、本役の手助けとなる、補助役とでもいふべきものと思われる。

「大坂本屋仲間記録」における「加役」の初見は、先に示した「出勤帳」宝暦十四年正月条の記事である。この時点以前の「出勤帳」が備わっていない為、記録の上で確認することは出来ないが、加役という役職そのものは、行事職が初めて設けられた時点からそう遠くない頃に、既に存在していたとも考え得るであらう。

本役とそれ以外の当役行司との制度上の違いは、行司交替後に奉行所へ提出する御断書に名前を連ね押印するか否かにあるらしい。印形を届け出るのは常に六名で、その六名が正規の行司、すなわち本役という事になり、従つて惣会所から正式に文書を以て召換を受けるのはこの六名のみである。一例を示そう。

安永八亥年正月廿日、行司請取

印形休 藤屋弥兵衛

柏原屋佐兵衛 (○)

神崎屋清兵衛 (○)

奈良屋善助 (○)

千草屋新右衛門 (○)

塩屋平助 (○)

田原屋平兵衛 (○)

柏原屋重兵衛

無印形

この後二月四日に仲間人数高書付を提出しており、その覚書に「此内行司六人、名前左之通り」とあり、筆者が私に○印を付した者の名が載る。これが本役であらう。「印形休」と添え書きのある藤屋

弥兵衛は右の通り篤組の筆頭^{注4}である。前々回(安永四年九月着任)までは本役であったが、前回(安永六年五月着任)及び今回は「印形休」となっている。代わって安永三年正月廿日交替の際には加役であった塩屋平助が「印形二入」となり、今回は本役となったものと思われる。柏原屋重兵衛は前回安永六年五月交替時に、今回の塩屋平助と同様に「印形二入」となっていたために、今回は「無印形」となっているのであろう。従って右の八人中では、柏原屋重兵衛が加役であると考えられる。「印形休」と「加役」とが共に記されている例は見当らず、この藤屋弥兵衛の場合は、「加役」とは言わなかったのではないだろうか。「出勤帳」の記述態度は一定ではなく、そのため加役である事を明示しない場合も多い。後に掲げる表の作成に当たっても、加役を判断する際にはこの様な手続を採ったことを断っておく。

(安永九年)正月廿日、審組を慎組^{注5}に

一行司加役衆大方出勤不被致候、仲間格式見習ひのためにも相成候間、以来無滞被相勤候様、参会之席にて被仰渡被下度候事

(傍点筆者。以下も同じ)

とある。行司加役の者達が当行司の寄合などに出席しないことが多くなっている。加役の者が出勤する事は仲間格式見習の為にもなるのであるから、以後は真面目に出勤するよう、来たる仲間参会^{注7}の席上で言い渡して欲しいとの申送りである。これを承けた慎組では、同年三月十二日の寄合の席上、三月十七日の参会に備えて、同趣旨の口上書を認めている。その文中には「此義ハ御銘・段々本役も御勤被成候見習之為ニも御座候」と見える。これ等から推察すると、加役とは、近い将来本役を勤めるであろう其の時に備えて、本行司

を手伝いつつ、仲間格式や行司の業務を見習い覚える為の行司見習い、行司職実習生といった性格を持つものと思われる。とすれば、当時の加役は、行司未経験者という属性を持つ筈である。この点について、後掲表中に、行司経験者が中途で加役になっている者があるが、この内、例えば富士屋長兵衛の場合は、明和二年五月二十一日の行司交替の際の記録に

長兵衛殿病死二付、養子庄兵衛家督譲り受、名前改長兵衛

とある通り、加役になったのは養子庄兵衛で、これ以前の行司長兵衛と、加役になった長兵衛とは別人なのである。その他の場合も個別にそのような事情があったのであろうと考えられる。この富士屋長兵衛の場合は、いわゆる本屋の格式は既に備わっており、その意味では行司の資格を満たしているのだが、右の通り代替りのため加役となったのであろう。この事からも加役が行司見習いの意味を持つことが明らかであるといえよう。

ところで、前記の記録に述べるような加役行司の出勤状態の悪さについて少し考えてみたい。何故に出勤しないのか。これは前節でも触れた、行司職の多忙な点に原因があるのではあるまいか。

試みに安永八年正月廿日から同年五月廿日までの篤組行司の記載を追ってみよう。篤組は五組の中でも詳細に記録を残しており、それに依って行司の具体的な行動の跡を、或る程度は知る事ができるであろう。

正月二十日に行司受取り、定例の交替御断りの為に翌二十一日惣会所へ赴く。

二月三日「南組惣会所も呼二来り、塩屋平助参り候所、仲間人数高書付ケ出シ可申旨」言い渡され、早速「本屋仲間人数 百四十一

人」と記した書付を、翌四日に南惣会所へ提出したところ、午後になって再び呼び出され「右之書付斗にてハ相済不申候間、人別帳二通り写、北組惣会所へ出シ可申由」言渡される。そこで更に二通を作成、二月六日に「仲間人別帳式冊、北組惣会所へ出ス」と見える。

二月七日大宗宅にて寄会。行司五人出勤し「売子一件二付」十三名を呼寄せ、評談をしている。この日の寄会は「早朝奇寄、甲刻退散」即ち夕刻までかかっている。しかもその一件については翌八日、翌々九日にも評議が行われ、その評議の覚を書付にして二月十一日に仲間内に廻している。

二月二十三日、行司二人が北組惣会所へ出掛けていたところ「東御奉行初入二付、仲間人別帳老冊、廿七日迄ニ差出シ候様」仰付けられる。「仲間人別帳」は全仲間員一名ごとに町処を書いたもので、百四十一人分を再び記さねばならないことになる。

三月十七日は定例となっている仲間の参会（総仲間の集会）がある。その準備に、まず三月八日「寄会過り七人同道致、西照庵へ参会あつらへニ行」。十日に「塩平方にて参会の廻文認」。十一日より「廻文持廻ス」。十四日エナミヤ方寄会で「仲間加入連名書、参会之節張紙」を認め「其外いろ／＼の書キ物出来」と見える。参会当日の十七日には「如例於西照庵参会相勤、但シ、此度新加入之衆多候故、大ニ多用也」「子上刻罷帰」と記録されている。

参会が多忙だったのは「其上井筒屋治助脇指紛失二付、何かと時刻ウツル」という事情もあったからである。この件については翌十八日には「早朝も、右紛失脇指之事尋之為人足式人仕立、昨日出席有之候方へ廻ス」とあり、十九日に漸く「右紛失脇指御届二井筒屋ら訴之」と見える。

四月三日には「北組惣会所へ、五日ニ惣印形ニ出候様差紙」が来て「即刻切紙ニ口上書」を認め「仲間中」に配るという仕事があった。これはその日の内には終わらず、翌四日までかかった。惣印形の当日、五日の記録には「北組惣会所へ惣印形二出ル、朝飯後五行、午刻ニ印形初り、印形過て落印之方書付出し、未下刻帰」とある。落印の有ったものは百八十八人中十一人であったが、それに就いての書付を提出し、さらに、落印のあった本屋に対しては印形を早く惣会所に持参するようにとの書付を、一枚ずつ書き送っている。

五月十九日には、翌日の行司交替に向けての準備、帳簿等の整理が行われている。

以上はこの期間中の主要な事務についてのみ、記録を拾ってみたに過ぎないが、これだけでも行司職の繁雑さの一端が十分窺えるものと思う。五月二十日、次行事への送りは二十三件であった。それでも今回は、厄介な重板類板の紛議もなく、行事の惣寄会も開かれず、京・江戸本屋仲間及びその他地方との交渉・紛議もなかった。比較的余裕のある方ではあるまいか。

この四ヶ月間に、惣会所へは九回出かけ、寄会は、それと明記されたものに限っても十六回。主要業務である出版物取扱扱いは延べ九十八点（この内十九点は申送りとなった）である。六日連続出勤が一度ある他、五日連続が二度、四日・三日連続がそれぞれ一度、二日連続は七度もあり、出勤日数は三月の十九日を筆頭に、総計五十四日にのぼっている。

これ程に行司の職業は繁雑で多忙を極める。行司たり得る者が「資力と時間との餘裕ある者」でなければならぬ所以である。ところがこの繁雑な仕事の大部分に、加役も立会わねばならないことは

言う迄もない。これをこなせる程に安定した経営状態の本屋ならば出勤もできるであろうが、それが為に自家の商売の危くなる者は出勤できない事となろう。これらの事を考え合わせてみるならば、加役とは行司となり得る可能性を備えた人材の、その可能性を育てる場でもあり、またその可能性が試みられる場であるとも言えよう。この時期に出勤をしない加役が多かったという事は、多くの本屋が未だ経営的に安定していなかった為なのではないだろうか。こう考えてみると、安永六年四月十八日の記録中に見える、加役断口上書を提出した伊丹正（次章参照）なども、背後にこの様な事情があったのではないかと思えてくる。

四

加役の人選・任命権は行司職の者が握っていたらしい。加役選任は行司選任の方法とも関連して、安永・天明頃と寛政九年以降とは、その手順に変化が見られる。

加役の方は安永元年五月十四日に「仲間次行司加役差図」と見える如く、次の行司の加役をその前の行司が交替日以前に定めた。安永六年四月十八日には、

一伊丹正、加役行司断口上書出ル

と見え、交替日の一ヶ月程以前には人選がなされていたことが窺える。また、安永六年には「加役帳」なる物が作られている。

五月二十日条中

一加役帳此度拵置候、以来此帳見合候而、加役相定メ可被成候事「加役帳」については調べがっていないが、在役期間や本屋名は

当然として、勤務評定といった性格もあったのかもしれない。それを披見しつつ人選を行ったのではあるまいか。

一方行司本役については、次の行司に欠員のある場合も、原則的には欠員のできたその組で独自に行司を決めていたようである。組の独立性の強かった事が思われる一例である。ところがこの方法に不都合が生じたらしい。天明八年正月二十日、次行司への「交代申送り之覚」に、

一次ま行司御人数減候節、其節之当行司も差図有之候而も、達而御辞退被成候ハ、其節困入候義ニ候、是等之義も惣寄合等有之候ハ、御相談被下度候事

とある。指名を断わる者が出て、急ぎ欠員補充するのが難しくなったのであろう。この件は持ち越され、漸く寛政元年正月二十日の「交代申送り之覚」に「次行司人数減シ候節、差図当行司も可在之事」と見え、これに依って、行司の欠員及び加役の選任は共にその前の行司が行う事となった。行司当役中に退役者が出たり、本役となる事を断わる者が出るなど、本役に欠員が生じた場合には、加役の者がその跡役としてその組に加入し、本役となっている。^{注8)}

天明八^{戊申}年九月廿日、行司^團（明行司中）

柏原屋与左衛門

河内屋喜兵衛

鴻池屋長右衛門

不参 丹波屋次兵衛

不参 本屋又兵衛

加役 加賀屋善藏

不参 加役 奈良屋長兵衛

近江屋甚兵衛

当行司も印形断二付、
加賀屋善藏印形本役二成

右の場合、近江屋甚兵衛が「印形断」即ち本役を退いたため、加役の加賀屋善藏が跡役に入ったのであろう。また、寛政三年二月十五日に、「惣寄会相催、ハ中略、已上人評談之上、丹波屋半兵衛殿義病氣ニ付行司退役、尚又当役相談之上跡役油屋甚七殿本役に差加へ」とある如く、行司退役の願いが出されると、惣寄会の承認を経た後、当役行司の手に依って跡役選任がなされ、この時は当時加役であった油屋甚七が本役に加えられている。

寛政九年十一月に行司当役中の塩屋喜助退役をきっかけとして、惣寄会に於て行司五組の大きな組替えが行われ、^{注9}五組行司本役各六名と篤組を除く四組に各々加役一名が決められた。従来迄は通常二名を置いて来た加役の員数が減せられた事になる。この組替以後、行司の構成員は本役・加役共、固定制となったようである。寛政十年九月一日、次の行司交替に備え惣寄会が持たれており、この日の記録^{注10}によって行司選定の過程が窺える。この惣寄会は、小刀屋六兵衛の「病氣御断」と奈良屋善助の死去に依って出来た、次期行司明組中の二名の欠員を補充する為、また空席のままの篤組加役を決める為に開かれた。出席者は明組より四名、博・審・篤各組より筆頭と次席格の者の二名ずつ、並に当役行司（慎組）である。惣分からの、入札が宜しかろうとの提案に評議一決し、則ち入札の結果、丹波屋伝兵衛が七枚の内六枚、小川屋清右衛門が七枚の内五枚であった。依って本役に丹波屋伝兵衛、加役に小川屋清右衛門と決まる。篤組加役についても同様に入札の結果、九枚中亀屋安兵衛が三枚、山城屋忠次郎が三枚、残り三枚は別々の人物であった。同数の二人

の内、先開き（開票）の由を以て亀屋安兵衛と決まる。入札者が此の内の誰々であるかは確定できないが、行司本役及び加役の決定は、惣寄会に於いて、入札を以てこれを行う事となり、以後この方法が踏襲されていくようである。寛政十二年五月十七日、明組行司和泉屋善兵衛病死後の跡役を決める際も「例格之通り」^{注11}惣寄会に入札が行われたが、加役小川清右衛門は据え置かれ、新たに柏原屋嘉兵衛が本役として明組に加入している。これは同年九月二十九日、阿波屋清次退役後に和泉屋重兵衛が加入した際も同様である。

行司や加役の選任は、総会に相当する仲間参会の席で、仲間員全体の意向に依ってなされるものではなく、行司がその全権を握っている。従ってその人選には行司の意向が反映するという事になる。殊に、寛政九年以前は一つの組内だけで決定されていた為、一部の行司の利害や、極端な場合には個人的な意見によって、その決定が左右される事もあったかもしれない。親近者や縁故者を優遇したり、自分の系列下の者を加えることに依り、仲間内での発言力を高めようとする事が考えられるし、あるいはまた、行司職を務めるには未だ経済的に無理のある者を故意に指名する事も有り得ない事ではない。特に類板紛いの本で一儲けし急成長した様な本屋が、行司職を務める本屋に不利益をもたらしている場合には、このような処置は効果的に作用する筈である。

五

大坂本屋仲間^{注12}に於いて、宝曆十四年正月二十日以降、何時、誰が行司を任じていたかは、先に掲げた如き出勤帳の記録に依り、記録

の逸した期間及び記載の粗略な期間を除いては、ほぼ確定し得る。宝曆十三年以前と記録の欠落した期間に就いては、裁配帳・差定帳・鑿定録その他の記録中より或る程度知る事ができる。これ等の行司の内、加役は其の旨が明記されている場合（表中・印）と、印形の有無の記載、記名の形式・序列、本役行司の確定、及び行司経験の有無等から推定できる場合がある。

以下、この加役行事の寛政末年までの動向を見る事に依って、當時の大坂出版界の状況と加役の意味を考えてみたい。別表は、説明上の便宜の為に、右の手續きに依って得た加役の名を、その加役初加入の年代順に列記したものである。

加役が行司職見習いの意味を持つものであるらしい事は既に述べた通りである。加役行司の内、仲間加入の時点が判った者は二十名、その六割方は仲間加入から四年以内に加役を勤めている。その選考の時期を考慮すると、実際には仲間加入から三年程の間に、行司となる力量を備えているか否か、その将来性が判断された事になる。二十名の中には、仲間加入から僅か一年という短期間の内に加役に選ばれた者もいれば、十年以上を経ている者もあり、この期間の長短に、選考担当者たる行司の意向が表われるとも考えられよう。

安永三年正月二十日から、初めて加役行司として篤組に加わっている和泉屋源七は、安永二年正月十一日の記録に次の如く見える。

一敦九殿よ、いつミ屋源七殿別家致させ候間、当正月参会之節、引合披露致呉候様申参られ候、則金子百足受取置候事

敦賀屋九兵衛は仲間発足時より続く古参の家柄で行司の常連でもあり、近くは安永二年五月から九月までを務めている。また記録には

記載されていないが、明和八年五月から九月までにも、行司役の順番から見て務めている筈である。「行司当役帳」に、

一手代別家加入 顔見世金百足

但シ、拾年不勤内は別家加入不相成候事

右、宝曆九卯年定

とある事から、和泉屋源七は、その敦賀屋九兵衛家に十年以上務めた手代で、此度敦賀屋九兵衛家の別家として仲間加入したことがわかる。「帳合仕法書」の中に

別家加入之例

一年行司相勤候衆中之中ニ、別家為致度仁在之、当行司組合中江、

別家加入為致度旨頼ニ参り候節は、其主人直ニ当役中江相廻り

可申候、勿論年行司相勤不申候仁は、猶更町噂ニ可致候事

と見える。右は文化八年の執筆で、安永元年当時にこのような「例」があったとは言えないが、行司を勤める書肆からの別家と、一般の仲間からの別家とが、何がしか区別されていたということは当時にもあったかもしれない。そうだとすると、別家した本人に注がれる目に自ずから違いがあるとしても不思議はあるまい。「格式」の高い書肆の別家という点が、加役の選考に於て重視され、特に短い期間の内に採用されることとなつたのであろう。

さて、加役に任命された後の実際の出勤状態を「出勤帳」の記録からながめてみると、どうも出勤状態の良い者と悪い者がいるように思える。出勤状態の良し悪しは、「出勤帳」の寄合の記録の後に記す出席状況から知るしかないが、これも全ての出勤・不出勤が記される訳ではない為、判断の根拠として全面的に頼る訳にはいかない。しかし、欠席の甚しい者に関しては、その傾向が窺えると思う。

例えば安永六年二月十二日寄合は、「志方屋与兵衛不参、残七人揃、同二年十四日寄合は、「八人之内、近甚・富文・志方与不参」等と記される。この内志方屋与兵衛と富士屋文蔵は加役と推定される者だが、出欠記録のある十三日（交替日二日を含む）中、富士屋文蔵は出席6、欠席7（但し加役の出席が求められていなかった可能性のある三日を含む）。志方屋与兵衛は出席2、欠席11（同）となる。志方屋の出席状態は良くない。以後志方屋は再び行司に着くことはなかったようである。このような加役は点々と見える。

その中でも最も出勤状態がはっきりしているのが西田屋利兵衛である。「出勤帳」明和六年正月二十日の行事交替日の記録中、受取った行司が列記されている箇所「西田屋利兵衛」とある上の方に、後筆にて

西利丈、一度も出勤無之

仍之算用帳ニ姓名除

と記されている。算用帳については調査が至っていないが、加役行司に対して何がしかの手当ての様なものが出ていたのであろうか。病気等との理由説明もなく、最初の交替日から欠席している事や、西田屋の他にこの様な例を見ない事などから、西田屋は一方的に無断で欠席している様に思える。この西田屋利兵衛の動向を、「大坂本屋仲間記録」を頼りに追ってみた。

西田屋は「享保以後大阪出版書籍目録」によれば、宝暦七年から明和七年までに七種の本を出版しているが、宝暦九年二月に「誹諧三部書」が絶板処分を受けている。「享保以後大阪出版書籍目録」の「絶板書目」には以下の通り。

宝暦九卯年二月 誹諧三部書

公儀御法度之筋有之書に付、板木並書物仕立分及摺置分不残惣年寄え没収、絶板申渡、賣買禁止

西田屋利兵衛

本屋庄太郎

清水屋仁右衛門

絶板の直接の理由については触れられていない。

「出勤帳」明和三年正月廿日の次行司への送り文には、

一 会料懸銀滞候方催促之事

但し、泉幸・西利・伊新・堺市・本伝・灘源・泉文・藤藤・

河平・北村・河与、凡拾巻軒

と見える。この送り文は、同年五月廿日の「次御行司 送り之分」の中にも同様に記されている。

明和五年正月廿日の次行司への送り文中に、

一 西田利兵衛変宅之事

と見え、この後、最初に掲げた明和六年正月二十日の記載があり、行司加役に任命されていたと思われる。この後は安永三年まで、「出勤帳」にその名は見えない。「享保以後大阪出版書籍目録」では、安永二年閏三月に「真宗安心勤化問答」を「勤化花実抄」と改題板行願申出し、聞届け板行となつてゐる。

安永三年五月三十日の送り文には

西田屋利兵衛殿事

とのみ記される。

同年八月廿七日に見える「西利」は西田屋利兵衛のことであろう。それに依れば、西利は「富札買様秘伝」を届出なしで板行し、それを京都の近市（近江屋市兵衛か）に売った。近市の言い分では、西

利が「行司届ケニいたし有之候旨」を述べたとの事だが、西利は「京都へ於当地行司届ケニいたし候杯と申事、毛頭覺へ無之段」を述べる。この際、西利は「不埒の段急度申渡」され、「心得違ニ而板行いたし候趣ノ書付ニ印形取」られている。又「富札買様秘伝」は「不埒之書ニ付、京都へ以後売買ニ遣し不申様」西利へ申付けられた。

安永四年三月五日の「差定帳」及び「出勤帳」から、先宝曆九年に絶板処分になった「誹諧三部書」を売買し、「御咎」を受けていることがわかる。^{注13}宝曆九年時の板行は咎を受けるとは思わずに為されたものかもしれないが、此度の事件は罪を承知でやったものと言えよう。

この後、安永五年九月二十日の行司交替申送り覚に

一西田屋利兵衛・菊屋惣兵衛式軒、右はり紙不相済候間、又御吟味被成候而、はり紙可被成候事

と見え、翌六年正月二十日の申送り覚えにも同様の記載がある。張紙とは「行司当役帳」文化八年の記事に、

一仲間加入、并ニ名前譲り、名前替、変宅、印形改、仲間退キ等有之候ハ、早速月番之御番所ニ而地方御役所并ニ月番惣会所、張紙ニ罷出可申事

とあるものと同じものだろう。用例は「出勤帳」安永五年四月八日の記録にも「張紙ニ御番所へ河内屋八三郎相勤、尤替宅仲間退キ加入等、いさる人別印形帳ニ有リ」と見えるように早い時期から多くある。西田屋利兵衛の名がこれ以後見当らなくなるのは、申送り覚のほり紙が仲間退き或いは仲間休みの届だったことを想像させる。

西田屋利兵衛ばかりではなく、出勤をしない者の中で、仲間規則

に違反を承知で、無届け出版をし、取り扱い禁止本の売買をし、御咎めを受ける者は他にも多く見られる。例えば綿屋喜兵衛は天明六年に仲間を休み、^{注14}天明七年には重板本売買の為に咎めを受けている。^{注15}この後、寛政二年十一月に仲間に加加入したが、その後も無届出版を行ったり、絶板処分を受けるなどをしている。逆に出勤状態の良い者もいる様に思えるが、特記される働き、重要な役目は本役の者が行うことが多いために、全く出勤しない者程目立つものではない。寄合ごとの出欠記録の比較的多く記されている場合に於てのみ、その出席が確認できるのである。この中で比較的出勤状態が良い事が窺えるのは、天明七年五月二十日から同年九月二十日まで加役を勤めた山口屋又一と藤屋善七である。この期間、出席者名の記されている十日のうち、山口屋又一は出席9・欠席1、藤屋善七は出席7欠席2不明1となっている。

加役を勤めた後の書肆の動きをながめると、一方に塩屋平助や藤屋善七等に代表されるような、加役を経て本役行司となり、その後も行司を何度も勤めて行く少数の者達があり、他方、加役を一度か、せいぜい二度程度勤めただけで、再び行司を勤める事のない多くの者たちがいる。後者の中には更に、俵屋太郎吉や河内屋栄助などの様に加役退役後間もなく、或は二、三年の内に仲間を休み、退いていく者がいる。加役を体験した後の、この二様の在り方は、加役在任中の出勤の状態とも微妙に関係があるのではなからうか。先にも述べた如く、極めて多忙な行司職を勤め得るのは、時間的・経済的に余裕のある書肆だけである。加役の者が本役同様に出勤しようとするれば、それは若手の小規模な書肆にとっては、経営の中心となる

(別表)

| A | B | C | D | E | F | G | H | I |
|------------|----------|---------|-------|----|----------|----|---------------|----|
| 糸屋兵衛 | 宝曆十一・十一 | | | 17 | 寛政十一・九 | 32 | 寛政十一・九 | 7 |
| ○ 柏原屋佐兵衛 | (宝曆十一・九) | | | 12 | 寛政七・九 | 60 | 寛政七・九 | 22 |
| ○ 山城屋忠次郎 | (宝曆十四・正) | | | 3 | 宝曆九・同十 | 3 | (明和五・十二 仲間退き) | 1 |
| ○ 阿波屋平八 | (明和元・九) | | | 1 | 宝曆七・明和二 | 2 | (三郷御構) | 1 |
| ○ 正木屋小兵衛 | (明和元・九) | | | 1 | 宝曆十一・寛政三 | 7 | 天明八・正 | 6 |
| ○ 伊丹屋庄次郎 | (明和二・正) | | | 0 | 宝曆六・安永七 | 10 | (安永九・五 会席之滞) | 2 |
| ○ 浪花屋忠五郎 | (明和二・正) | | | 4 | 宝曆二・同九 | 4 | 明和九・九 | 2 |
| ○ 和泉屋幸助 | (明和二・五) | | | 0 | 天明七・寛政十二 | 11 | 寛政三・九まで | 2 |
| ○ 塩屋平助 | (明和二・五) | | | 1 | 天明七・明治六 | 36 | (寛政四・仲間休み) | 4 |
| ○ 富士屋長兵衛 | (明和二・五) | | | 37 | 天明元 | 1 | 寛政二・九まで | 2 |
| ○ 播磨屋佐兵衛 | (明和二・九) | | | 6 | 天明四・天保三 | 59 | (寛政九・五まで) | 6 |
| ○ 天満屋源次郎 | (明和四・正) | | | 0 | 天明七・寛政十二 | 11 | (寛政九・五まで) | 4 |
| ○ ならや三兵衛 | (明和四・正) | (寛保三・五) | | 0 | 天明七・明治六 | 3 | (寛政十・九) | 2 |
| ○ 泉屋孫兵衛 | (明和四・五) | (株譲受) | | 0 | 天明七・同七 | 3 | 天明五・五 | 2 |
| ○ 小刀屋六兵衛 | (明和四・五) | | | 0 | 天明六 | 3 | (天明五・五 仲間退き) | 2 |
| ○ 灘屋源兵衛 | (明和五・九) | | | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 西田屋利兵衛 | (明和六・正) | | | 8 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 鴻池屋長右衛門 | (明和七・五) | | 1.4 | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 和泉屋治郎兵衛 | (明和七・五) | | 1.6 | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 本屋丹六 | (明和七・九) | | | 3 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 船橋屋治兵衛 | (明和八・正) | | | 3 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 鯉屋吉兵衛 | (明和八・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 柏原屋庄兵衛 | (安永元・正) | 明和五・十一 | 2.2 | 3 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 増田屋源兵衛 | (安永元・正) | | | 5 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 大久保屋平兵衛 | (安永元・九) | | | 3 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 安井重兵衛 | (安永二・九) | | | 5 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 正本屋清兵衛 | (安永二・九) | 宝曆十四・二 | 10.4 | 5 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 和泉屋源七 | (安永三・正) | 安永二・正 | | 7 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 敦賀屋六兵衛 | (安永三・五) | 明和五・十一 | 5.5 | 2 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 勝尾屋六兵衛 | (安永四・正) | | | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 播磨屋九兵衛 | (安永四・正) | | | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 平野屋源兵衛 | (安永四・五) | | | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 藤屋善七 | (安永四・五) | | | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 伊世屋善右衛門 | (安永四・九) | 明和七・正 | 5.4 | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 表紙屋弥七 | (安永四・九) | 安永元・正 | 3.6 | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 大坂屋八重郎 | (安永五・正) | | | 2 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 志方屋与兵衛 | (安永六・正) | 明和六・九 | 6.4 | 2 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 富士屋文蔵 | (安永六・正) | | | 2 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 大津屋治郎右衛門 | (安永六・五) | | | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 正本屋利兵衛 | (安永六・九) | | | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 伏見屋嘉兵衛 | (安永七・正) | | | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 天王寺屋庄兵衛 | (安永七・五) | | | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 伏見屋利兵衛 | (安永七・九) | | | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 綿屋善兵衛 | (安永七・九) | | | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 柏原屋重兵衛 | (安永八・五) | | | 0 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 塩屋三郎兵衛 | (安永八・九) | | | 5 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 岩井伝蔵 | (安永九・正) | 安永八・九 | (0.4) | 29 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 堺 忠 | (安永九・正) | (名前棄) | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 升屋平助 | (安永十・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 紙屋与八 | (天明二・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 布屋源兵衛 | (天明二・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 龜屋武兵衛 | (天明二・九) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 大和屋庄兵衛 | (天明三・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 本屋庄次郎 | (天明三・五) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 田川屋正助 | (天明三・九) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 墨屋權右衛門 | (天明四・九) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 伊丹屋善兵衛 | (天明五・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 布屋和五郎 | (天明五・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 万屋新右衛門 | (天明六・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 奈良屋長兵衛 | (天明七・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 山口屋又一 | (天明七・五) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 塩屋忠兵衛 | (天明七・九) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 和泉屋善兵衛 | (天明八・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 平野屋半右衛門 | (天明八・五) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 依屋太郎吉 | (天明八・五) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 加賀屋善蔵 | (天明八・九) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 丹波屋助七 | (天明九・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 塩屋喜介 | (寛政元・五) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 河内屋栄助 | (寛政三・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 油屋甚七 | (寛政三・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 藤屋清介 | (寛政四・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 升屋七右衛門 | (寛政五・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 海部屋助兵衛 | (寛政六・五) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 柏原屋嘉兵衛 | (寛政六・五) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 河内屋太兵衛 | (寛政六・九) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 松本平四郎 | (寛政六・九) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 塩屋長兵衛 | (寛政八・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 津国屋敷七 | (寛政八・五) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 柏原屋嘉兵衛 | (寛政九・正) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 加嶋屋久兵衛 | (寛政十・五) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 小川屋清右衛門 | (寛政十・九) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |
| ○ 和泉屋重兵衛 | (寛政十二・九) | | | 1 | 天明七 | 11 | (天明五・五) | 2 |

表
 A 書肆名(○印は「加役」と明記せるもの、他は推定による)
 B 行司加役就任年月日
 C 本屋仲間加入年月日
 D 仲間加入から加役就任までの期間(年・月)
 E 加役就任までの出版点数
 F 出版活動期間
 G 出版総点数()内は絶版点数
 H 行司最終就任年月(但し、享和以後も続くものは不記)()内に注記事項
 I 行司(含加役)就任回数 ※は、享和以後も続くもの・数字は寛政期まで
 本表は「出版物」の記載を基とし、「蔵配帳」「鑑定帳」等をも参照しつつ作成したものである。
 但し、E、F、Gは、「享保以後 大阪出版書籍目録」に依る。

者を失う事と同じ事であろう。加役を滞りなく勤め得た者は、既に行司としての資格を有する事を示し得た事になり、然も加役の経験はその将来にとって確実に有意義なものとなっているが、一方、これを完全には勤め得ない者にとっては、むしろその加役という役職が負担となり、自家の経営を危くしてしまうという事にもなったのではあるまいか。加役は、いわば諸刃の剣の如き性格を持っていたように思える。

前掲表の行司就任回数に注目すると、明和末頃から安永、天明の半ばにかけて、一人の行司就任回数が一回或いは二回という場合が多くなっている。一人一人の回数は少なく、加役となった者の延べ人数が多くなっており、当時次々とその構成員が変わっていった事がわかる。

既述のように、この時期は、加役帳が作成され（安永六年）、また加役の出勤状態の悪い事に対して注意が促された（安永九年）時期でもある。この時期を過ぎ、天明の後半から寛政にかけて、一人一人の行司就任回数が増していることがわかる。加役も含めて、行司の構成員が徐々に一定化してゆくという傾向が強まり、寛政九年中の行司組替では、加役行司は一人となつて、行司と共にその構成員は固定化する事となつたのであつた。ここで参考のために、宝暦九年から文化三年迄の本屋仲間員数を示しておく。

宝暦九年 一〇二人
安永八年（二月） 一四一人
安永八年（四月） 一八八人
天明三年 一六六人
天明七年 一四九人

寛政七年 一二五人
文化三年 一四五人

本屋仲間員の数は安永から天明期にかけて目ざましく増加し、天明期終わりから寛政期にかけてかなり減少している。この仲間員数の変化と、これまで述べてきた事を考え合わせると、明和から安永を経て天明の初期にかけての時代は、宝暦以降に創業し、経営規模、経済力共に、未だ弱小な書肆が軒を争っていた時期であつたのだろうと思われる。多くの小書肆が自家の営業に追われている不安定な段階であり、行司を勤める余裕をもつには至っていないからであるまいか。天明期後半から寛政期にかけては、まさにそれから小書肆が淘汰されていく時代だったのであろう。

再び表の行司就任回数を眺めると、一回や二回という数が並ぶ中に、点々と多くの回数が見える。林立する小書肆の中であつて、そこで生き残ることのできたこれらの書肆が、寛政期以後、豊かな財力を持つ大書肆へと発展していったのであろう。

六

以上のように、当時の本屋仲間において不安定な位置にあつた行司加役という存在の実体を明らかにすることは、出版流通機構研究において基本的な意義を持つてくるのではないだろうか。近世の文学研究の場において、多くの板本が使用される事は言う迄もない。

一本本の出版事情を考慮するに当たり、その書を板行した書肆が行司に名を連ねているという一点によって、加役をも本役と同様の大書肆と見做しては大きな誤解を生ずる事とならう。そして行司加役

を経験した書肆の浮沈は、そのまま当時の出版界の状況を雄弁に物語っていると言ふことができそうである。今後は更に、本稿に述べてきた事柄と各書肆の実際の出版活動とを照らし合わせ考察して行く事が必要であろう。行司加役に就いての考察が文学研究に直接に役立つとは言えないかもしれないが、このような調査を積み重ねる事により、出版機構を明らかにして行く事が、今は必要であると思う。「仲間記録」に見え、自明な事柄として看過されている用語の中には、「加役」の如く、出版研究にとって、その概念の明確化が不可欠なものが、なお少なからず存在しているのではないだろうか。

注

- 1 「日本書誌学用語辞典」(雄松堂出版)「板木屋」の項では「板屋。版元。出版書店。江戸初期の版本の刊記に多く見えている。最初の頃は彫版する者、即ち出版書店であったが、江戸中期以後は、彫版を業とするものになった。」とする。
- 2 多治比郎夫氏「近世大阪印刷史」(「大阪印刷百年史」第一部印刷文化史掲載)に依る。
- 3 「鑑定録」(「大坂本屋仲間記録」第八巻所収)「享保九年甲辰正月十三日」条中「同時二仲間^五加入之仁拾式人、左三連名記之(中略)中船場町 大塚屋惣兵衛」と見える。
- 4 この当時行司は、審・慎・明・篤・博の五組から成っていたと思われる、この順番で四ヶ月毎に、即ち毎年正・五・九月の二十日或いは二十一日に交替していたようである。
- 5 「出勤帳」(「大坂本屋仲間記録」)五番安永八年四月二十六日条「落印御断」本屋仲間/高麗橋二丁目/藤屋弥兵衛/去三月病死、死跡不相様落印」と見える。此所の二度の「印形休」は病気の故に本役勤務には堪え得なかつた為ではあるまいか。
- 6 「出勤帳」(「大坂本屋仲間記録」)後記に依る。
- 7 本屋仲間の総会に相当する。通常一年一度開催。安永二年までは正月十七日定會、安永四年以後は三月十七日西照庵に於て開かれる。

8 但し、事情により本役を退く場合、主に自家中より子息、手代を後任とする事も有る。

9 「一塩書退役二付、跡役評義二付惣寄合之上、行司五組共此度改、組替相極り候事」(「出勤帳」寛政九年十一月十五日)

10 「寄合之事、前日晦日廻章相認出し申候而、当日暮時分も惣分木津仁席へ御集會

審組も吉一殿・増源殿

明組も柏清殿・いづ善殿・ふじ弥殿・河多殿

明組御人二付、惣より合いたし候義故、此組不残御より可被成旨相通候所、四人御出席残りは御不參

篤組も柏与殿・河半殿

右之通御出席之上、次行司明組小六殿病氣御断、寺田氏死去、兩人相願候二付、相加へ申候人数書出し及相談候所、惣分も行司組合相加へ申義は、入札いたし可然との評義二相成り、則入札いたし候所七枚之内丹伝殿六枚有之、小川や清右衛門殿七枚之内五枚有之候二付、本役丹伝殿二相極り、加役小川や二相極申候、併二篤組加役未無之由、此席二相極メ置申度被仰出候二付、是又入札いたし候処、入札九枚之内^{山崎三三三}三枚跡三枚は名前別也、右龜安殿先開十二有之候間、篤組ノ加役龜安殿二相極り申候事此義夫へ(役義申渡候事へ、当組も相通し可申旨、惣分も御頼ニ御座候也)

11 「出勤帳」寛政十年九月一日)五月十七日、木津仁二而寄合

一明組行司之内、泉屋善兵衛殿病死被致候、跡役之義二付惣寄合致候上、例格之通り惣体入札二相成、開札いたし候所、柏原屋嘉兵衛殿二相極り、則差遣進し候へへ、折節御他出二付、明組御行司中へ直敷御通連可被下候様相願申候事

明組、柏清殿・丹伝殿・津宗殿

篤組、柏与殿・山又殿・ふし善殿

博組、秋徳殿・藤九殿

審組、増源殿・柏十殿

右御出會

12 「出勤帳」寛政十二年)一同廿七日、京行司状到来、於京都、富實様秘伝、近市も売出し被申候所、京御役所も御召被成、右之書御吟味之所、当地西利も買取候様、其上西り行司届ケ二いたし有之候旨被申候様、近市被申候様二付、京行事業此段相尋ニ參り申候故、則日大惣二而寄會いたし、西利呼寄、右不待之段急度申渡し、其上心得連ニ而板行いたし候様

ノ書付ニ印形取 尤京都へ於当地行司届ケニいたし候杯と申事、毛頭貫へ無之段被申候故、其旨右書付ヲ以口書受取、右之趣ヲ以京都へ返書相認、廿七日之夜相上し申候、委細京書状扣ニ有之候事

一同廿七日、又、京も書状参り、富礼買棟秘伝ハ不埒之書ニ付、京都へ以後売買ニ遣し不中様ニ、板元西利へ申付候様申参り、則九月朔日西利呼寄せ、右之段申渡候、則朔日京返事上し申候、則書状扣ニ委く有也、其後京御役所表相濟候旨申参候事

(「出勤帳」安永三年八月二十七日)

安永四年未三月、先年絶板被仰付候誹諸三部書、西田屋利兵衛売買被致候ニ付御咎被仰付、右之義ニ付、三月五日行司共御召被成候ニ付、口上書差上候扣

乍恐口上

本屋仲間行司共

一昨五日、私とも御召被為成、先年絶板被為仰付候誹諸三部書、此度銚屋町西田屋利兵衛方ニ而、右三部之書先候義存居候やと様子御尋ニ御座候、此段乍恐左ニ奉申上候

一右三部之書之義ハ、宝曆九卯年二月、絶板被為仰付候趣被仰渡奉畏、則其節行司共ハ仲間者共へ、右絶板ニ被為仰付候間、以来堅く商売致間敷旨急度為申間、承知之印形取置申候、依之中間一統奉承知相守罷有候、其後右之書一切私共見当り不申、殊ニ利兵衛方ニ内分ニ而先候義ハ、猶以曾而不奉存候、以来仲間之者とも弥心得違ひ無之様ニ得与申聞せ、急度為相守可申候、此度利兵衛先候義、私共不及承候段ハ不念之義奉誤候、御免被為成下候ハ、御慈悲有難可奉存候

安永四年未三月六日 本屋行司

(「行司名省略」)

御奉行様

此通可申上候間、差置帰り候様被仰聞候

掛り職や与一兵衛様

(「差定帳」安永四年)

三月五日

西田屋利兵衛絶板之三部書先候ニ付、御咎メニ付、行司御召ニ而宗旨御役所江罷出、行司共此義不相知候段不届之至、書付を以申上候様ニ仰被付、其日佃屋ニ而寄合、翼六日書付差上候、文言差定帳面ニ控有之候、同時、田原や平兵衛方ニ幽遠隨筆新板被致候、右願候年月書上候様ニ仰被付、是も一所ニ書付差上候

14 (「出勤帳」安永四年)

一綿屋喜兵衛殿義、仲間相休申度旨書付今日被差出候、張紙之御序ニ御断被下度候事 (「出勤帳」天明六年五月二十日)

一 大津屋次郎右衛門も願出候、白石嘯吉原之段、重板天満屋源次郎方ニ仕候而売買仕候様、速而願出候ニ付、天満屋源次郎呼寄せ吟味仕候処、堀江綿屋喜兵衛と申者、重板仕候本ヲ買取売出し候様申候ニ付、不埒之段急度申渡、右板木行司へ取上ケ、誤り一札受取相濟候

(「出勤帳」天明七年十一月二十六日)

(追記)

本稿はひとえに大阪府立中之島図書館編「大坂本屋仲間記録」に拠つて成すことのできました。ここに關係各位に厚く御礼申し上げます。